

北相木村単独補助金関係等一覧表 （平成28年4月1日現在）

（総務企画課分）

補助金名	内 容
1. 勤労者通勤費補助	村外への職場への通勤費補助 年間を通じ自家用車もしくはバス通勤 ……40,000円 半年以上自家用車もしくはバス通勤 ……30,000円 半年以上会社もしくは送迎バス等通勤 ……15,000円 新幹線通勤 ……360,000円（限度額）
2. 村営バス運賃助成	70歳以上・高校生以下・心身障害者3級以上・療育手帳所持での通勤者……利用運賃全額にしまる荘・診療所・ゲートボール場利用者…施設までの往復利用運賃全額 その他の村民…一律100円負担
3. 体験学習補助金	小学6年生が長崎県五島列島への体験学習に係る費用、負担金1万円以外の全額
4. 定住対策推進事業補助	満60歳未満で永住目的で北相木村に住所をおき、生活する意思のある者、及び北相木村に住所を有する者が、 ①居住の用に供する土地、家屋の取得費、解体撤去、造成費 ②住宅の新築・増築・改築をするときに要する経費 事業費300万円以上で150万円を限度に10%以内補助
5. 北相木村新エネルギー設備設置費補助金	① 住宅太陽光発電設備設置1キロワット当たり30万円 限度額120万円 (住宅の内部で用いる電気を太陽光エネルギーから直接変換する機器、及び電気を供給するために必要な機器により構成された装置で設置に要する費用) ② 太陽熱等高効率利用設備設置費 1/3 以内限度額 100 万円 (太陽熱・地熱等の自然エネルギー利用し、住宅の空調、給湯を行うため設置する機器で設置に要する費用) 但し、①か②についてはいずれかの補助に限る。 ★ ペレット・薪・カラマツストーブ 1/3 以内限度額20万円 (農林業の生産の過程で算出された端材等を燃料として使用するストーブで、その設置に要する費用)
6. 地区行政協力費補助金	各地区に行政協力費として1地区100,000円を補助する。
7. 佐久平駐車場無料券交付	村内に居住している住民・法人及び村内事業所に勤務している個人
8. 北相木村集落活性化交付金	集落の活性化を推進するため、集落が行う自主的な集落作り事業に対し、予算の範囲内で交付金を交付する。(対象事業に対して1集落50万円以内) <u>対象経費</u> イベント等で新たに行う事業・集落内の環境整備、環境美化・交流会事業・伝統芸能等継承に関する事業・講演会、研修会等・その他村長が認めるもの <u>対象外経費</u> 食料費(地域食材を活用するための経費は認める。)・集落等の運営費・人件費のうち集落内の者に支払うもの
9. 自治会活動保険全戸加入	各区の主催する行事・活動に対する保険
10. 空家入居家賃補助金	入居時50歳以下の入居者に月額10,000円を補助(10年間を限度とする)
11. 北相木村育英資金貸付	保護者が5年前から北相木村に住所がある者 高校生 月額15,000円 専門学校・大学生 月額50,000円 卒業から6年以内の月賦償還

（住民福祉課分）

補助金名	内 容
1. 妊婦検診補助	妊婦届の受理がなされた妊婦に対して妊婦検診費用を115,440円支給
2. 母子栄養食品支給	妊娠届確認後申請後から出産予定日の4ヶ月後まで 週1本月4回牛乳(1リットル)を支給する
3. 村単児童手当支給	3歳以上の児童で、保育園に通園し、保育料を完納している扶養義務者に 保育料の1/2を支給(未満児入所においては対象外)
4. 福祉医療費の支給	乳幼児(高校卒業まで)・3級以上の障害者等・母子家庭等 父子家庭・世帯主の入院等医療費に対して補助 制度によって支給要件が違うので担当者に確認必要 起算して1年間はさかのぼって申請有効
5. 家庭長期療養者介護人報償金	3ヶ月以上住民登録された療養者(要介護3以上)を常時介護する者 月額20,000円
6. 鍼灸施術所 施術料補助	村鍼灸施術所出施術の場合、佐久東洋医学研究所基本金額の1/2(100円未満切捨て)補助
7. 合併浄化槽設置補助金	5人槽 (村内専用住宅) 669,000円 (住所を有しない者、別荘等 332,000円) 6人から7人槽 (村内専用住宅) 830,000円 (住所を有しない者、別荘等 414,000円) 8人から10人槽 (村内専用住宅) 940,000円 (住所を有しない者、別荘等 548,000円) 11人槽以上 (村内専用住宅) 1,226,000円 ★ 再設置においても上記と同等の補助あり(一定の条件を満たす場合) 増改築において支障のある場合・検査等において再設置の必要性が示された場合等
8. 合併浄化槽管理補助金	一律年10,000円 但し年間4回以上の点検が完了している者
9. 東北信市町村交通災害共済補助	身体障害者3級以上・生活保護世帯・園児・児童・生徒(高校生まで) 掛金全額400円

10.高齢者住宅改修事業	65歳以上の高齢者(支給要件有) 補助限度額 900,000円
11.高齢者緊急通報装置設置事業	65歳以上の単身・高齢者世帯 利用料24,000円の(1/2補助)
12.不妊治療助成事業	1年以上村内に居住している夫婦に、年間30万円を限度に助成
13.人間ドック補助金	一律15,000円 要領収書添付
14.インフルエンザ補助金	13歳未満 … 2回の接種につき1,000円を控除した額 13歳から65才未満 … 一律1,000円を控除した額 65才以上 … 全額補助
15.生ゴミ電気分解式処理機補助金	購入金額の1/2か50,000円の低いほうの額 要領収書添付
16.生活支援ハウス	おおむね60歳以上の一人・夫婦世帯 要介護1.2以下の者 月3,000円～25,000円まで所得に応じて6段階の費用負担 別途 光熱水費月4,000円 暖房費(11～3月)月4,000円 がかかる

17.各種検診 ①女性特有のがん A: 子宮がん 20.25.30.35.40歳の各年齢該当者 B: 乳がん 40.45.50.55.60歳の各年齢該当者 ②大腸がん 40.45.50.55.60歳の各年齢該当者 ③子宮頸がんワクチン 中学1年生～高校1年生 ④ヒブワクチン 2ヶ月～4歳 ⑤小児肺炎球菌 2ヶ月～4歳 ⑥婦人検診 20歳以上 ⑦胃バリウム検診 40歳以上 ⑧乳房検診 20～39歳超音波 40歳以上マンモグラフィ ⑨胸部レントゲン検診 18歳以上 ⑩集団ヘルススクリーニング(健診項目により差があり) ⑪らせんCT 40～80歳	約4,500円弱かかるうちの全額 マンモグラフィ 約6,000円強かかるうちの全額 約2,000円弱かかるうちの全額 約44,000円かかるうちの全額 約7,000円かかるうちの全額 約10,500円かかるうちの全額 約5,000円かかるうち500円の自己負担を除いた全額 約4,000円強かかるうち500円の自己負担を除いた全額 約4,000円強かかるうち500円の自己負担を除いた全額 約1,500円弱かかるうちの全額 約3,000円強～11,000円強(年齢等による)かかるうちの500円の自己負担を除いた全額 約6,000円弱かかるうちの500円の自己負担を除いた全額
18.各種料理教室	調理指導・それぞれの材料費の一部負担・レシピは希望者に無料配布 ふれあい料理教室は年間通して月1回開催(一人暮らし老人が対象)
19.福祉用具貸与	車イス、起き上がりベッド、リフトアップシート付福祉車両等の一時貸与
20.配食サービス ①配食サービス事業(65歳以上老人、障害者、村長認可者等) ②食生活支援事業(75歳以上の単身、高齢者世帯)	火・金の週2回 夕食450円のうち200円を補助 申請に当たっては民生委員の意見必要 昼食 配食回数のうち週2回までが補助対象 1食100円(おかずのみは50円)補助
21.成年後見制度利用支援事業	判断能力が充分でない高齢者・知的及び精神障害者が自立した生活を営むことを支援する
22.にしまる荘トータル湯利用	誰でも可(但し幼児のみ、泥酔者等の利用不可) 無料 金曜日休館
23.後継者に配偶者を紹介した場合の褒賞金	結婚1組につき200,000円 住民基本台帳等で婚姻関係を確認後支給
24.第5子以降賞賜金	第5子以降の子を出産した世帯に1子につき100,000円を交付
25.家庭介護用品購入費助成事業	年額支給額…要介護1・2 20,000円、要介護3～5 30,000円 紙オムツ・尿とり・手袋・おしりふき
26.福祉タクシー助成事業	要介護認定を受けていて常時車イス使用、家族送迎困難者 年額36,000円
27.障害者移動支援事業	年間240時間以内 1時間当たり500～3000円の基準額から1割等自己負担額を差し引いた額
28.高齢者等肺炎球菌予防接種費用補助金	現に居住する65歳以上の高齢者 限度額一人3,000円 同一人に対して5年に1回が限度
29.風疹ワクチン検査・接種費用補助金	現に居住する20歳から50歳までの者 限度額一人3,000円
30.介護職員等養成研修補助金	研修を受講し資格を取得した現に居住する者 受講料の1/2以内 限度額50,000円
31.脳ドック補助金	現に居住する40歳以上の者 一律25,000円 要領収書添付 同一人において5年に1回が限度
(社会福祉協議会分)	
1.各種福祉団体等補助金交付	母子会・遺族会・身体障害者等 各団体活動補助
2.結婚祝い金	結婚した者に100,000円 住民基本台帳で確認 但し3年以内に転出は全額返金とする
3.出産祝い金	出産した者に100,000円 住民基本台帳で確認 定住後1年経過時に支給
4.敬老祝金・特別敬老祝金	77・88・99歳に到達する者 各10,000円 100歳に到達した者 100,000円
5.歳末慰問金	母子・父子・長期療養者 10,000円以内 70歳以上独居老人 5,000円以内 身体障害者(1～3級)・介護保険(介護度3～5) 4,000円以内 会長が認めた者 10,000円以内
6.災害見舞金	居宅の全壊・全焼・流失 100,000円 半壊・半焼・床上浸水 50,000円 死亡1人につき100,000円

(経済建設課分)

補助金名	内 容
1. 農林業振興対策事業	(農林業振興対策事業補助金交付要綱)
①圃場整備事業(客土等)	小規模基盤整備事業費80万円以内で1/3補助 小規模な水路の新設、改良1/3以内補助
②農業近代化資金利子補給事業	農業近代化資金を借りた場合の利子年2%以内
③農業経営基盤強化資金利子補給事業	認定農業者への利子補給 村長が認める補給額以内
④ノ菜・花卉安定基金造成補助金	基金造成のための経費
⑤新品目等開発事業補助金	野菜・花卉の新品目導入に対して補助
⑥パイプハウス設置事業	事業費100万円以内で1/3補助
⑦農機具倉庫設置事業補助金	事業費30万円～100万円1/3補助
⑧堆肥利用促進事業	地力の増進を図るため畜産農家の堆肥及び小海コンポストの堆肥を利用の場合 t 当たり500円の補助
⑨廃プラスチック適性処理事業	農協で回収しているものについて運搬費に補助
⑩防護柵設置事業	1 件100万円材料費のみ補助 1/3補助
⑪家畜排泄物処理対策事業補助金	事業費80万円以内で1/3補助
⑫有害鳥獣対策協議会補助	受益農家3戸以上、材料代 1/4 以内
⑬新規就農支援事業	長野県里親農業者に登録された農業者が行う新規就農希望者の就農支援活動に対して 30,000 円/月を補助
⑭流域公益保全林整備事業	11～60年生の間伐に対する1/10補助(ただし国県補助事業の対象に限る)
⑮個体数調整事業補助金	有害獣駆除ニホンジカ及びイノシシ1頭につき 10,000 円補助(平成 25～27 年度 13,000 円)
⑯森林造成事業	森林造成事業に定める間伐実施に要する経費 (切捨て間伐)県査定事業費 100 分の 10 以内 (搬出間伐 11 年生以上)県標準事業費 100 分の 10 以内 ただし、事業費から補助金等を控除し、ha当たり 8 万円以上の収入が出た場合、補助対象外とする。
2. 公営住宅	
① 入居者地域定着補助金	住民登録し3年以上(毎年4月1日基準日) 村営住宅に入居した者の内、「その他住宅」入居者は住宅建築経過年数により5,000円～22,000円を補助。「第1種住宅」入居者は25,000円を超えた家賃分を、「第2種住宅」入居者は17,000円を超えた家賃分をそれぞれ補助
②住宅リフォーム助成金	個人住宅のリフォームに関し 10 万円以上の工事に対して 25%助成、25 万円限度
3.木造住宅耐震事業	既存木造住宅の耐震診断(精密診断)を全額補助
4. 木造住宅耐震補強事業補助金	事業費 120 万円以内で、既存の木造住宅の耐震補強工事に要する補助対象経費の 1/2 補助(ただし上記「3.木造住宅耐震事業」を行った住宅)
5. 商工業振興事業	
① 中小企業振興資金利子補給 (商工業振興事業補助金交付要綱)	175,000 円上限 借入残高 300千円以下……補助金なし 5,000千円まで……年2%補助 5,001千円～10,000千円まで…年1.5%補助

(教育委員会分)

1. 北相木村学校給食補助金	北相木小学校の児童の保護者に給食費の支払額の 1/2 を補助する。
2. 分館活動補助	各分館に活動補助金を支給 総額990,000円
3. 地区公民館維持費補助	浄化槽等維持管理費の補助 総額780,000円
4. 各種団体育成補助	認定を受けた社会体育・教育団体に活動補助金支給 15,000円
5. 青少年団体育成補助	認定を受けた青少年団体に活動費補助金支給 15,000円
6. 小学生修学旅行補助	1 人 20,000円
7. 山村留学生受入農家補助金	1 日 3,800円
8. 山村留学受入農家住宅改造補助金	改造工事に要する費用の 1/2 補助限度額 500,000 円
9. 村文化財補助金	村指定文化財の管理・修理に対する補助
10. 親子山村留学父兄交通費補助金	親子山村留学で村に住所を有する者の父兄 月額15,000円

*** 詳細については役場・担当課までお問い合わせください。**